

第3章 旅費

○大隅肝属広域事務組合職員等の旅費に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第22号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、管理者、副管理者及び大隅肝属広域事務組合職員定数条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第11号）に定める職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者が公務のために旅行するときに支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員等の旅費については、鹿屋市職員等の旅費に関する条例（平成18年鹿屋市条例第57号）を準用する。この場合において、同条例の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

鹿屋市特別職の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第50号）	大隅肝属広域事務組合管理者等の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第20号）
鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）	大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）
市長	管理者
副市長	副管理者
市長等	管理者等

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。